

# 電子入札システムにおける代表者、住所等変更時の取扱いについて

※川口市以外の取扱いについては、各自治体に御確認ください。

**A** 競争入札参加資格者名簿(建設工事等)の登録内容が変わったときは、変更申請手続が必要です。【重要】登記等の手続を待たず、直ちに開始してください。

**B** 変更のあった項目が電子証明書の記載事項であるときは、電子証明書に関する手続(旧電子証明書の失効手続、新電子証明書の取得、利用者登録)も必要です。

電子証明書記載事項: ①名義人氏名(※)

②名義人の住民票記載住所(電子証明書記載事項でない場合もあります。)

③名義人所属の会社名(登記している場合)

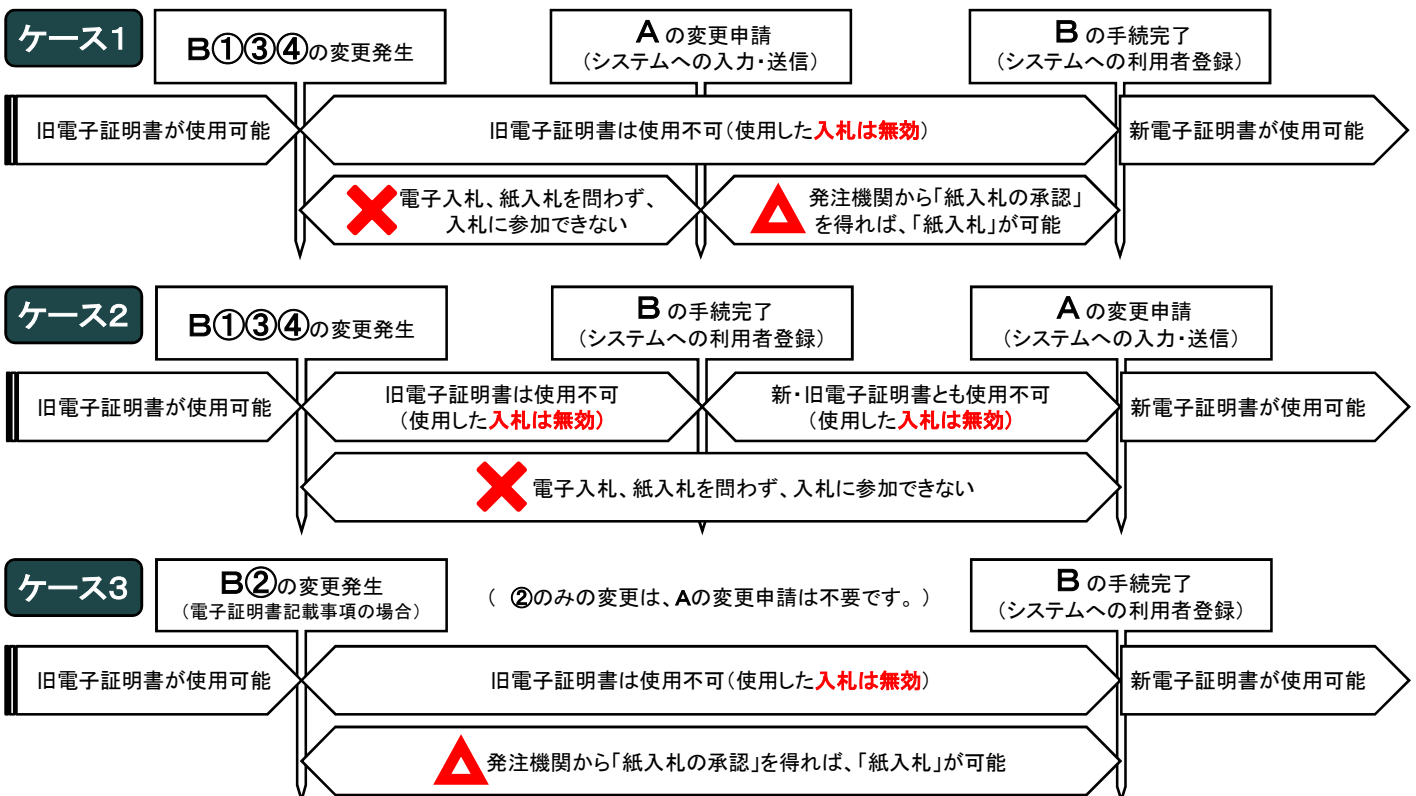
④名義人所属の会社本店住所(登記している場合)

※名義人【工事等】資格申請時の申請事業所代表者(又は法人代表者)

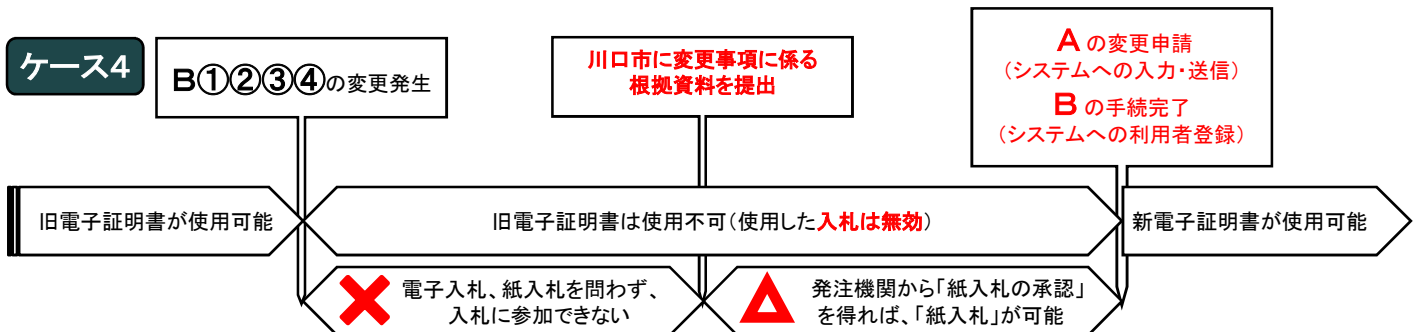
【重要】旧電子証明書を使った入札は、無効であり、入札参加停止等の措置を受ける可能性があります。

B①、②、③、④の変更に伴い、新電子証明書の取得が間に合わないときは、発注機関の承認を得れば、紙入札を行うことができます。

## 代表者、住所等に変更があったときの入札例(上記Bに該当する場合)



代表者、住所等に変更があったときの入札例（上記 B に該当する場合）  
～例外的な取扱い～



ケース4は、「Aの変更申請」及び「Bの手続完了」に一定期間の時間を要する点に鑑み、変更事項に係る根拠資料を提出し、「紙入札の承認」を得られた場合における「紙入札」が可能となる例外的な取扱いを示したものです。

なお、川口市に変更事項に係る根拠資料を提出後、「紙入札」が可能となった場合であっても、速やかに「Aの変更申請」及び「Bの手続完了」の手続を行ってください。

・手続の方法について

B①②③④の変更発生後、変更事項に係る根拠資料をLOGOフォームにより川口市へ提出する。  
(本市確認後)発注機関に「紙入札の承認」を依頼し、承認後「紙入札」を行う。

LOGOフォーム 「<https://logoform.jp/form/zRQD/296057>」

・変更事項に係る根拠資料(変更届(別紙1)と変更のあった項目の資料が必要になります)について

- ①名義人氏名 法人→履歴事項全部証明書又は株主総会議事録等  
※申請事業所が本店以外なら委任状(E-5)も必要  
個人→戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)
  - ②不要
  - ③名義人所属の会社名 法人→履歴事項全部証明書又は株主総会議事録等
  - ④名義人所属の会社本店住所 法人→履歴事項全部証明書又は株主総会議事録等
- なお、発注機関が別途資料を求める場合があります

その他、電子入札システムに関しては下記を参照願います。

【埼玉県電子入札総合案内】 <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/index.html>